（交付）

第二条　（略）

2　管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一　旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船　船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年逓信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）又は船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二　（略）

3～6　（略）

7　管海官庁は、ケープタウン協定適用船の所有者に対し、その者の申請により国際漁船安全証書（第八号の三様式）を交付するものとする。

8　管海官庁は、ケープタウン協定適用船であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請により国際漁船免除証書（第八号の四様式）を交付するものとする。

一　臨時航行許可証の交付を受け、又は船舶安全法施行規則第四条第一項第一号若しくは第六号の許可を受けた船舶

二　船舶設備規程、漁船特殊規程、船舶区画規程、船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）、船舶安全法施行規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則、船舶防火構造規則、船舶機関規則又は船舶構造規則の定めるところにより国際漁船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除された船舶

9　（略）

（交付申請）

第三条　条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書又は国際漁船安全証書の交付を受ける場合に限る。）

（有効期間）

第四条　次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二　（略）

（交付）

第二条　（略）

2　管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一　旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船　船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年逓信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）又は船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二　（略）

3～6　（略）

（新設）

（新設）

7　（略）

（交付申請）

第三条　条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書又は高速船安全証書及び高速船航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）

（有効期間）

第四条　次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二　（略）